

処 分 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条の27第1項
処 分 の 概 要：特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第75条の27第2項
処 分 基 準：別紙のとおり
問 合 せ 先：佐賀県警察本部交通部交通企画課企画第一係 (電話 0952-24-1111 内線 5023)
備 考：

追
5
2
号